

事業主の皆様へ

雇用調整助成金の特例措置を**拡充**、さらに**簡素化**して申請しやすくなりました
～ 助成金を活用して従業員の雇用の維持に努めていただくようお願いします ～

厚生労働省 山口労働局

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により「事業活動の縮小」を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（「休業等」といいます。）を行って雇用を維持した場合、休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に行われる休業等を対象に、休業手当（労基法26条）、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」に特例措置を講じています。

特に、**令和2年4月1日から6月30日までの間（「緊急対応期間」）**の休業等に対しては、助成率（助成額の算定に用いる休業手当等に乗じる率（通常は中小企業2/3、大企業1/2））を引き上げる等の上乗せの措置を講じ、さらに中小企業を対象に、4月8日以降の休業等について都道府県知事から休業要請を受けるなどの一定の要件を満たす場合には、この助成率を特例的に100%にする拡充を行っています。

また、この緊急対応期間においては、雇用保険被保険者でない労働者（例えば週20時間未満のパートなど）も対象にした「緊急雇用安定助成金」も設けています。

申請手続きにおいても、助成額の算定方法を簡略化するなど、迅速な支給決定を行っていきます。

- ▶ **先に講じられている特例措置【4～5頁】** ※2～3頁には、もともとの雇用調整助成金制度を掲載していますので、ご利用が初めての方は参考にしてください。

○ **「事業活動の縮小」要件の緩和**

- ・生産量要件：「最近3か月の事業活動を示す指標が前年同期比10%以上減」を「計画届提出の前月1か月で10%以上減」に緩和しました。
- ・雇用量要件：「最近3か月の月平均の雇用量が前年同期と比べて一定規模以上増加していないこと」について、対前年比で増加していても助成対象となります。

○ **令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主も助成対象** ... など

▶ **「緊急対応期間」の休業等に対する上乗せの措置【6～9頁】**

○ **助成率の引上げ**

中小企業：2/3を4/5に引上げます。（解雇等を行うことなく雇用維持した場合は9/10）

さらに、次の一定の要件を満たす場合は、特例的に助成率を引き上げます。**【10～11頁】**
（令和2年4月8日から6月30日までの休業等に適用）

拡充1 解雇等を行わず雇用を維持して休業等を行い、賃金の60%を超えて休業手当を支払っている場合、支払い率※が60%を超える部分の助成率を10/10とします。（※ 支払い率とは、就業規則や協定等で定めた休業手当等賃金の支払い率）

拡充2 新型インフルエンザ対策特別措置法等に基づく都道府県知事からの要請により、解雇等を行わず雇用を維持して休業等を行い、100%または上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っている場合は助成率を10/10とします。

大企業：1/2を2/3に引上げます。（解雇等を行うことなく雇用維持した場合は3/4）

○ **教育訓練を実施した場合の一人当たりの加算額の引上げ**

中小企業：1,200円から2,400円に増額します。

大企業：1,200円から1,800円に増額します。

○ **生産指標要件「計画届提出の前月の対前年同期比10%以上減」を「5%以上減」に緩和**

前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月と比較することも可能にしました。

○ **「1年間の支給限度日数100日」とは別枠での利用が可能**

○ **雇用保険被保険者でない労働者（例えば週20時間未満のパートなど）も対象**

※雇用保険被保険者とは分けて申請していただくことになります（「緊急雇用安定助成金」）。

▶ **申請手続きの簡略化【12～13頁：簡略化後の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。】**

○ 小規模事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際の休業手当額」を用いて助成額を算定できるようになりました。

○ 小規模事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法を大幅に簡素化しました。

○ 休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとなりました。

▶ **オンラインでの申請の開始（5月20日から）【14～15頁】**

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（次頁イメージ参照）

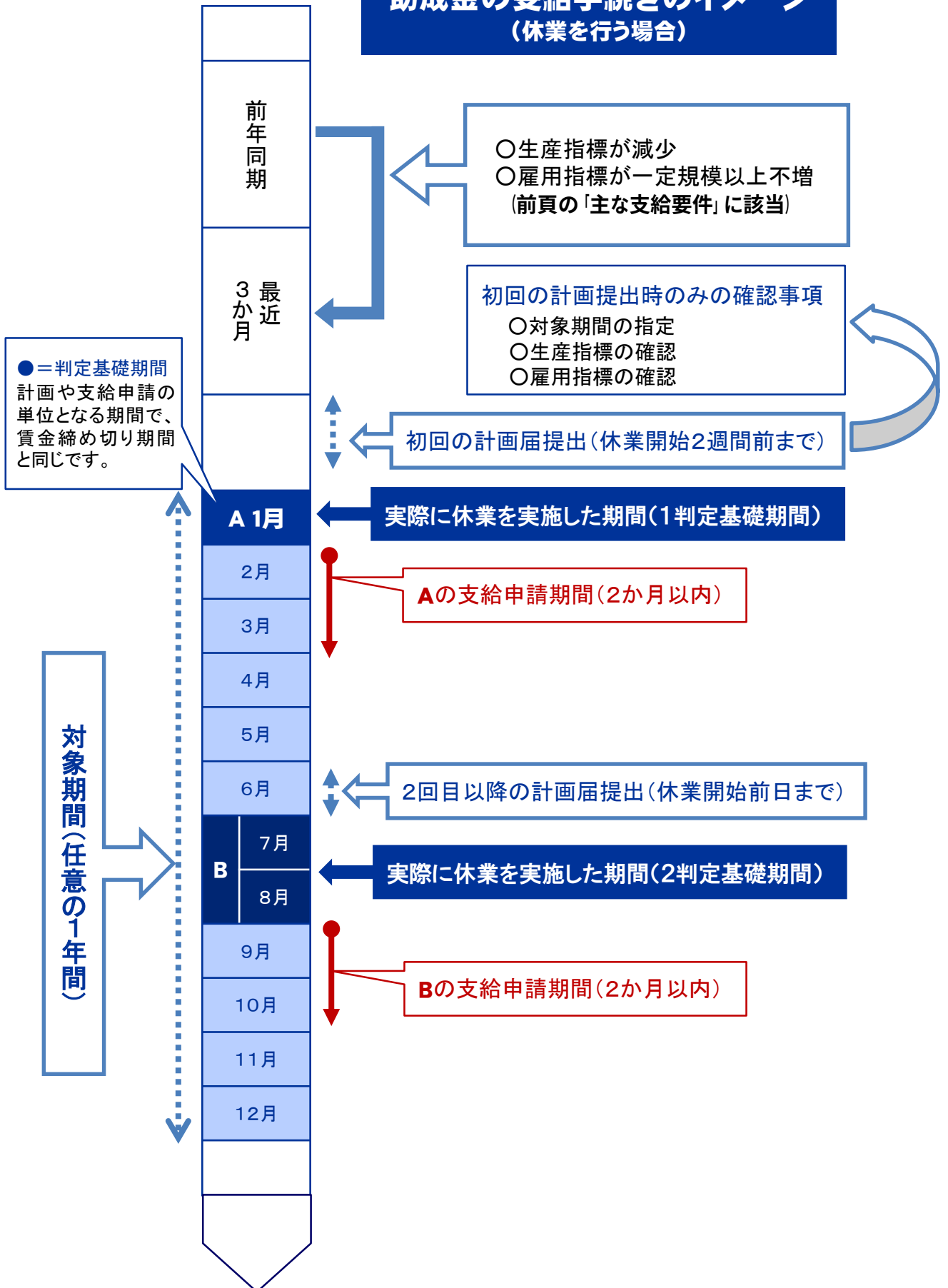
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020325企



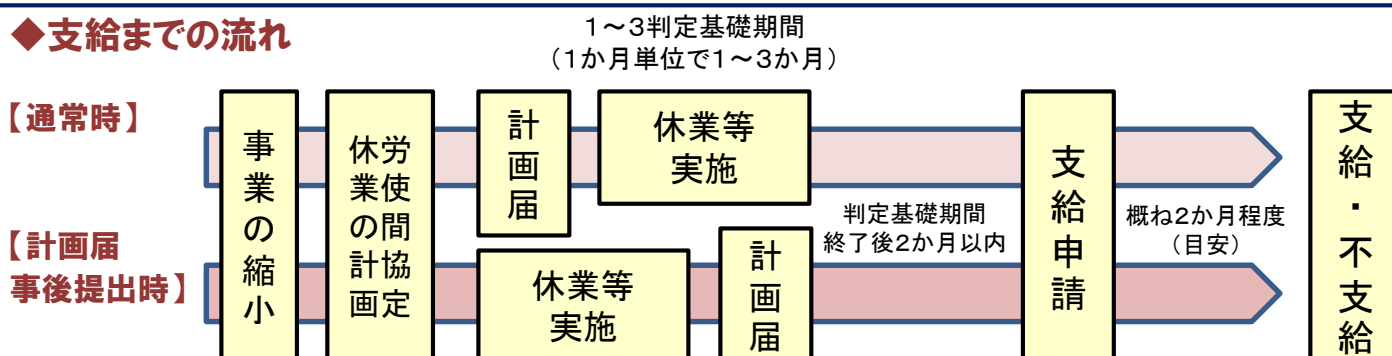
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合にに応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 次頁の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP



LL020410企01



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業: 2/3から4/5へ】【大企業: 1/2から2/3へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せをします **NEW**
【中小企業: 4/5から9/10へ】【大企業: 2/3から3/4へ】
 - ア 1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額の引き上げを行います。【中小企業: 2,400円】【大企業: 1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、
緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。

① 生産指標の要件を緩和します **NEW**

ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを5%減少とします。

イ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)

② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています

③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象としています。

④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています (※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)

⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**

休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。

① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**

すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。

(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)

② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**

短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し、活用しやすくします。

③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**

支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乗せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

緊急対応期間

令和2年4月1日

- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

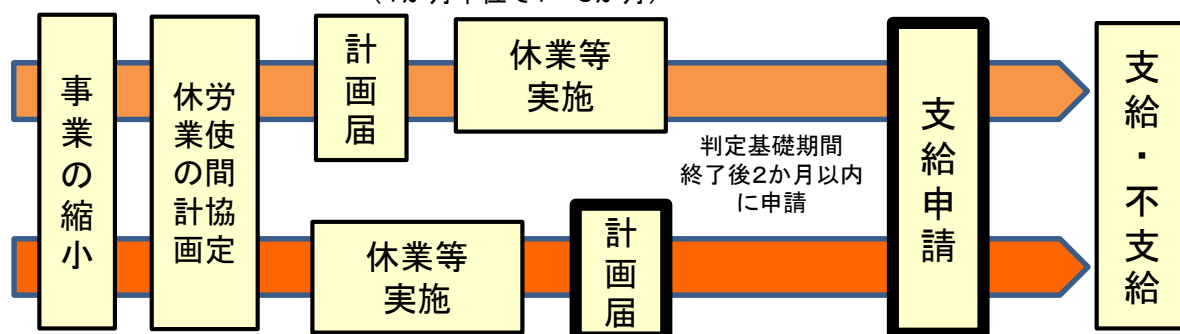
令和2年6月30日

◆支給までの流れ

1～3判定基礎期間
(1か月単位で1～3か月)

【通常時】

【計画届
事後提出時】



中小企業へのさらなる拡充

(中小企業の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**中小企業**を対象とします。

【特例措置の内容】 例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額(※)を記載しています

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等(※)を行わなかった場合

(※) 解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和2年4月8日～
令和2年6月30日までの期間
に休業していること

事業主が
賃金の60%
の休業手当を
支給する場合
(事業主が4,800
円の休業手当を支
払った場合)

事業主が賃
金の**60%を
超えて**休業
手当を支給
する場合
(例えば、事業主
が80%の6,400円
の休業手当を支
払った場合)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に
基づき都道府県対策本部長が行う要請により、
休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設
を運営する事業主であって、**これに協力して**休
業等を行っている

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払って
いること

① 労働者の休業に対して100%の休業手当を
支払っていること

② 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っ
ていること
(支払率60%以上である場合に限る)

その他要件を満たした場合(詳細は裏面へ)

事業主が
支払った
休業手当
等のうち、
80%を国
が助成

※令和2年4月
1日から令和2
年6月30日ま
での休業等につ
いて適用

事業主が支払っ
た休業手当等
のうち、90%を
国が助成(国が4,320円
を助成するので、事業主
の負担は4,800-4,320=
480円)

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、
事業主の負担額は同じ(上記2例は、事業主の負担は同じ480円)

事業主が支払った休業手当等
のうち、**60%を超えた部分
について100%**を国が助成
(国が4,320+1,600=5,920円を助
成するので、事業主の負担は6,400-
5,920=480円)

事業主が支払った休業手当等
のうち、**100%**を国が助成
(事業主の負担は0円)

※令和2年4月8日から
令和2年6月30日までの
休業等について適用

※対象労働者
1人1日当たり8,330円が上限



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020501企01

◆その他主な支給要件

	備考
①経済上の理由により休業等を実施すること	例) ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合 ・行政からの営業自粛の要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
②生産指標要件	○ 次のいずれかを満たすことが必要です。 ・最近1か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の売上が 前年同月 と比較して5%減少していること ・ 前年同月とは適切な比較ができない場合は、 ① 前々年同月との比較 ② 前年同月から12か月のうち適切な1か月と比較して5%減少していること ※対象期間の初日が令和2年4月1日～6月30日以外の場合は10%の減少が必要
③休業規模要件	休業等の延日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/40以上であること
④短時間休業を実施する場合	対象労働者が事業所内の部門、店舗等施設ごとに1時間単位で休業する場合も助成対象となっています。
⑤その他共通要件	詳細は最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

◆その他主な特例措置

※詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

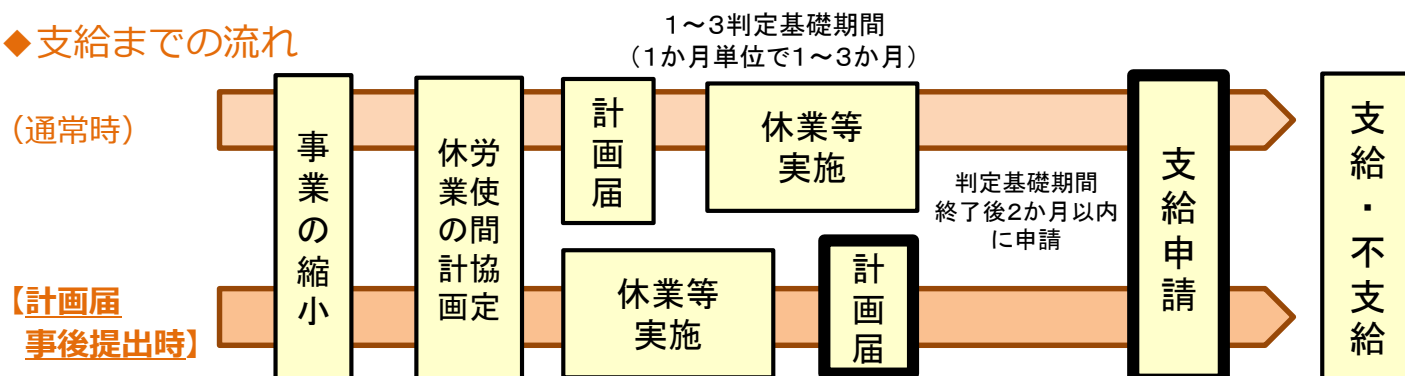
【助成内容・対象に関する特例】

- 教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額が引き上げられています。【中小企業：2,400円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- 新規学卒採用者等に対し休業・教育訓練を実施し、休業手当等を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。
- 雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など）を休業させ、休業手当を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。

【雇用調整助成金の活用しやすさに関する特例】

- すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは計画届の事後提出を可能としています（2回目以降の事後提出も可能としています）。
- **令和2年1月24日以降に設置した事業主も対象としています。**

◆支給までの流れ



※日本政策金融公庫等や商工中金、民間金融機関による実質無利子・無担保融資もご利用ください。

詳細は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/> <<https://www.meti.go.jp/covid-19/>>

厚生労働省ホームページに掲載の様式

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方のための雇用関係助成金](#) > [雇用調整助成金](#) > [雇用調整助成金の様式ダウンロード\(緊急特例措置用\)](#) (令和2年5月19日)

雇用調整助成金の様式ダウンロード(新型コロナウイルス感染症対策特例措置用)

【小規模事業主用】

小規模事業主(※)の方については、支給申請が以前よりも簡単になりました。「支給申請マニュアル」を参考にして、申請書を作成してください。

※これらの様式は、従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象としています。

(これまでの申請様式は[このページの下部](#)にあります。)

=====休業のみ実施した場合=====

【雇用保険被保険者】

[雇用調整助成金支給申請マニュアル～休業編～](#) [PDF:520KB]

雇用調整助成金を申請する際には、このマニュアルを参考にしながら、提出書類の作成を進めてください。

(支給申請書)

○手書きで作成される方向け [PDF:159KB]

雇用調整助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。全て両面で印刷して、必要な箇所に全て記入したら、添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

○パソコンを使って申請される方向け [Excel:107KB]

雇用調整助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。ファイルを保存後、一番左のページから順番に必要な箇所に全て入力したら、両面印刷して添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

※ 役員等がいる場合には、その役員等の氏名、役職、性別・生年月日がわかるものを添付してください。

様式例は[こちら](#) [PDF:114KB]です。

【雇用保険被保険者以外】

[緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル](#) [PDF:535KB]

緊急雇用安定助成金を申請する際には、このマニュアルを参考にしながら、提出書類の作成を進めてください。

(支給申請書)

○手書きで作成される方向け [PDF:157KB]

緊急雇用安定助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。全て両面で印刷して、必要な箇所に全て記入したら、添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

○パソコンを使って申請される方向け [Excel:103KB]

緊急雇用安定助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。ファイルを保存後、一番左のページから順番に必要な箇所に全て入力したら、両面印刷して添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

※ 役員等がいる場合には、その役員等の氏名、役職、性別・生年月日がわかるものを添付してください。

様式例は[こちら](#) [PDF:114KB]です。

=====教育訓練を行った場合は、次の様式を用いて申請することもできます。=====

[雇用調整助成金支給申請マニュアル～訓練編～](#) [PDF:1,146KB]

雇用保険に加入している従業員の方に教育訓練を実施して雇用調整助成金を申請する際には、このマニュアルを参考にしながら、提出書類の作成を進めてください。

(支給申請書)

○パソコンを使って申請される方向け [Excel:218KB]

雇用調整助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。ファイルを保存後、一番左のページから順番に必要な箇所に全て入力したら、両面印刷して添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

○手書きで作成される方向け [PDF:1,172KB]

雇用調整助成金の支給申請書類のうち、記入が必要な書類が全てまとまっています。全て両面で印刷して、必要な箇所に全て記入したら、添付書類と併せて[郵送用封筒労働局もしくはハローワーク](#)に提出してください。

※ 役員等がいる場合には、その役員等の氏名、役職、性別・生年月日がわかるものを添付してください。

様式例は[こちら](#) [PDF:114KB]です。

【小規模事業主以外用】

小規模事業主ではない事業主の方は、以下の申請様式をご利用ください。

【雇用保険被保険者】

※様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届は、令和2年5月19日から提出不要になりました。

※支給要件確認申立書、助成額算定書について、令和2年5月1日に施行された特例の内容を反映させたものに更新しています。

※裏面があるものは、裏面まで印刷してご利用ください。

媒体・容量	様式名	記載例
Word:51KB	新様式特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	記載例はこちら
Word:102KB	新様式特第6号 支給要件確認申立書	記載例はこちら
Excel:52KB PDF:181KB	新様式特第7、8号 支給申請書(休業等) 助成額算定書 (申請する実施した休業等の最終日が令和2年4月7日までの方はこちらの様式をご利用ください) 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版	記載例はこちら (特第7号) 記載例はこちら (特第8号)
Excel:56KB PDF:187KB	新様式特第7、8号 支給申請書(休業等) 助成額算定書 (申請する実施した休業等の最終日が令和2年4月8日以降の方はこちらの様式をご利用ください) 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版	
Excel:75KB	新様式特第9号 休業・教育訓練実績一覧表	記載例はこちら

※令和2年4月1日をまたぐ申請の場合

媒体・容量	様式名
Excel:53KB PDF:185KB	新様式特第10、11号 支給申請書(休業等) 助成額算定書 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版
Excel:76KB	新様式特第12号 休業・教育訓練実績一覧表

【雇用保険被保険者以外】

※様式第1号(1) 休業計画届は、令和2年5月19日から提出不要になりました。

※緊急雇用安定助成金の助成額算定書について、令和2年5月1日に施行した特例の対象となる場合の様式を追加しています。特例の対象となる事業主の方は、こちらの様式(令和2年5月1日時点版)をご活用下さい。左上様式の右側に(R25.1)と記載されています。

※裏面があるものは、裏面まで印刷してご利用ください。

媒体・容量	様式名
Word:51KB	様式1号(2) 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
Excel:32KB PDF:180KB	様式第2号(1)、(2) 支給申請書(休業等) 助成額算定書(通常版) 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版
Excel:44KB PDF:256KB	様式第2号(1)、(2) 支給申請書(休業等) 助成額算定書 (解雇等を行わない等雇用維持を行う中小企業事業主であって、申請する実施した休業の最終日が令和2年4月8日以降となる方はこちらの様式をご利用ください) 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版
Excel:70KB	様式第1号(3)・様式第2号(3) 休業計画・実績一覧表
Word:104KB	様式第3号 支給要件確認申立書

※令和2年4月1日をまたぐ申請の場合(緊急特定地域特別雇用安定助成金から移行する場合のみ対象)

媒体・容量	様式名
Excel:53KB PDF:160KB	様式第2号の2(1)、(2) 支給申請書、助成額算定書 自動計算(Excel)版 手書き(PDF)版
Excel:76KB	様式第1号の2(3)・様式第2号の2(3) 休業・実績一覧表

具体的な操作方法については、
「雇用調整助成金等オンライン受付システム操作マニュアル」と検索してください。

(事業主の方へ)

雇用調整助成金などの申請方法に 「雇用調整助成金等オンライン受付システム」が加わりました

令和2年5月20日から

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますので
ご利用ください。

Step1 雇用調整助成金等オンライン受付システムにアクセス！

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス＝IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png))として下さい。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了です！

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト(詐欺サイト)が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスして下さい。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

PL020519企01

オンライン受付の流れ（詳細版）

1

アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



2

登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。

3

携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください。
（今後、ログオフせず直接ログインできるよう改修する予定です）

4

あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。

5

ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力して下さい。

入力後「確定」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認して下さい。

※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。
終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了して下さい。

6

申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードして下さい。（ドラッグ&ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）

※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。

なお、添付できる容量は1ファイル100MB、20ファイルまでとなります。

郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html



7

アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認下さい。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。

8

審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。

9

審査終了後、支給決定通知書を**申請事業主に郵送**させていただきます。なお、**通知発送から入金までに4日程度要します**ので、ご了承下さい。



ダウンロードして作成できる様式をご利用ください

申請様式等は、厚生労働省ホームページで「雇用調整助成金の様式ダウンロード」と検索していただいた特例措置用のページに、「小規模事業主用」と「小規模事業主以外用」、さらに「雇用保険被保険者」（雇用調整助成金）と「雇用保険被保険者以外」（緊急雇用安定助成金）に分けて整理して掲載していますので、ご活用ください。【12～13頁参照】

なお、「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」に関するお問い合わせは、**最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）** か、**山口労働局 職業対策課（TEL 083-995-0383）** までお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」

開設時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日及び年末年始を除く）

山口労働局

雇用環境・均等室 内（総合労働相談コーナー）

〒753-8510 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階
TEL 083-995-0398

【労働基準監督署】	【公共職業安定所】
下関労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒750-8522 下関市東大和町 2-5-15 TEL 083-266-5479	※ 山口・下関・宇部所については、音声案内に従って 部門コード番号と#を入力してください。 山口公共職業安定所 〒753-0064 山口市神田町 1-75 TEL 083-922-0043（部門コード 31#）
宇部労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒755-0044 宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 TEL 0836-31-4509	下関公共職業安定所 〒751-0823 下関市貴船町 3-4-1 TEL 083-222-4031（部門コード 32#）
徳山労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒745-0844 周南市速玉町 3-41 TEL 0834-21-1788	宇部公共職業安定所 〒755-8609 宇部市北琴芝 2-4-30 TEL 0836-31-0164（部門コード 33#）
下松労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒744-0078 下松市西市 2-10-25 TEL 0833-41-1780	防府公共職業安定所 〒747-0801 防府市駅南町 9-33 TEL 0835-22-3855
岩国労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒740-0027 岩国市中津町 2-15-10 TEL 0827-24-1133	萩公共職業安定所 〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0714
山口労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒753-0088 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 1 号館 TEL 083-600-0370	徳山公共職業安定所 〒745-0866 周南市大字徳山 7510-8 TEL 0834-31-1950
萩労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0750	下松公共職業安定所 〒744-0017 下松市東柳 1-6-1 TEL 0833-41-0870
※働き方改革推進支援助成金「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」については、 テレワーク相談センター ☎0120-91-6479 まで	岩国公共職業安定所 〒740-0022 岩国市山手町 1-1-21 TEL 0827-21-3281
	柳井公共職業安定所 〒742-0031 柳井市南町 2-7-22 TEL 0820-22-2661

※「小学校休業等対応助成金・支援金」については、

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター ☎0120-60-3999
まで